参考資料３

令和８年度第１回京都府環境審議会廃棄物・循環型社会形成部会

１　開催日時

令和８年７月９日(木)午後１時30分から３時30分まで

２　場所

京都ガーデンパレス　栄の間及びオンライン（Zoom）

３　出席者

(1) 審議会委員（計　委員７名、特別委員４名）　五十音順

委員　　：黒坂委員（※）、酒井委員、清水委員（※）、寺田委員、細川委員、山田委員（※）、横山委員（代理出席）

特別委員　：伊藤特別委員（代理出席）（※）、斎藤特別委員（代理出席）（※）、志知特別委員（代理出席）（※）、武田特別委員（代理出席）（※）、

代理出席者：

横山委員代理　京都市　大沼　循環型社会推進部資源循環推進課技術担当課長（※）

伊藤特別委員代理　近畿環境局　板倉　廃棄物対策等調査官（※）

斎藤特別委員代理　近畿地方整備局　山口　企画部環境調整官（※）

志知特別委員代理　近畿農政局　瀧脇　生産部環境・技術課長補佐（※）

武田特別委員代理　近畿経済産業局　山本　環境・資源循環経済課長（※）

専門の知識を有する者：

京都大学環境安全保健機構環境管理部門　平井　部門長・教授（※）

（※）はオンライン参加

(2) 事務局

笠原総合政策環境部技監、水落循環型社会推進課長、丸山循環型社会推進課参事、その他関係課員

(3) 傍聴者

０名

４　議事

(1) 部会長選出

委員の互選により、酒井委員が廃棄物・循環型社会形成部会長に選出された。

(2) 京都府循環型社会形成計画（第３期）の見直しについて

事務局より、京都府循環型社会形成計画（第３期）の見直しについて、資料２～４により説明し、御意見をいただいた。主な意見は以下のとおり。

【委員等】

３点あるが、１点目は資源循環の推進についてである。京都市でも、資源循環を進めていきたいと考えており、昨年度の計画改定において重点的に位置付けた。

特に動静脈連携が重要であるが、市町村単独では、再資源化ルートの構築や事業者への橋渡しを行うことに苦慮しており、資源循環を進める上での課題であると感じている。例えば、プラスチックの高度なリサイクルを進めようとしても、適切な事業者を見つけることが困難である。府には資源循環のルート構築への支援をいただきたい。

２点目は、リチウムイオン電池についてである。リチウムイオン電池は、一般廃棄物における喫緊の課題であり、火災防止等の安全対策だけでなく、資源循環の観点からも再資源化の推進が必要である。

３点目はリユースについてである。循環経済の考え方を前提とした場合、リユースの重要性が増していると考えており、京都市としてもリユースの取組を進めている。

リユースは、従来まで３Ｒの一部として位置付けられていたが、資源循環の重要な要素であり、国も同様の方向性を示している。

【事務局】

１点目について、近畿圏内ではプラスチックの再生事業者が限られることなどから、小規模な市町村単独では事業者の確保が難しいことは認識している。そのため、市町村間やCLOMA等の民間団体との連携を通じて、まとまった資源量を確保して効率化を図ることなどが考えられる。

２点目について、府内各地でリチウムイオン電池を原因とした、収集・処理施設における発火事例が多発している。府としては、国の検討状況等の情報提供等を行うほか、他都道府県における手引きの作例事例なども参考にしながら今後の対応を検討したい。

３点目について、再度、資源として利用するという観点からもリユースは重要であると認識している。例えば、府内では、環境省のリユース実証事業に採択された着物のリユースを行う民間事業者がおり、こういった事業者と連携したイベントでの啓発等を検討していきたい。

【委員等】

資料において、大規模産業廃棄物不法投棄件数が０件とされているが、「大規模な不法投棄事案」の定義を確認したい。定義にもよるが、京都府下では不法投棄案件と無縁であるとの誤解を与えないようにした方がいい。

【事務局】

10トン以上の不法投棄であり、発見の遅れや行為者不明等により行政対応が困難となり、撤去の見込みが立たないもしくはそれに近い状態のもので、国に報告しているもの。

【委員等】

現行の広域化プランでは府内を４ブロックに区分しているが、京都市と亀岡市が広域連携を検討していることもあり、実態に応じてブロック区分の見直しも検討してはどうか。

また、あらかじめ設定したブロックの枠内で最適化するシミュレーションを行ったところ、施設更新時や基幹改良時のバックアップ施設を維持するために施設の集約化が進みにくいというケースが多くみられた。

そのため、施設更新時や基幹改良時だけでもよいので、ブロック間でごみ処理能力を融通できるようにした方が広域化・集約化がスムーズに進むと考えられる。

長期広域化・集約化計画の策定の際には、府は、ブロックを跨いだ検討や意見交換の場を設けるとよいのではないか。

【事務局】

ブロック区分は検討の枠組みとして設定したものであり、地域の実情に応じて柔軟に対応いただいているものと認識しているが、広域化等の取組の実態も踏まえてブロックの見直しも検討したい。

また、ブロック間の処理能力の融通については、広域化・集約化の過渡期だけでなく、災害時等の相互支援等の観点からも必要であり、ブロックを跨いだ検討も進めていきたい。

【委員等】

広域化・集約化の推進という方向性は適当だと考えるが、他方、資源循環における分散型の取組の必要性についてはどのように考えているか。今回は基本方針までだが、次回示される

具体的施策にも関わる問題である。

【事務局】
　分散型の回収拠点の具体策は検討中ではあるが、例えば、回収ボックスだけではなく地域住民の交流機能も併せ持つ地域コミュニティ型の回収拠点への支援なども考えられる。また、市町村レベルだけでなく、より小さいコミュニティレベルでの資源循環や回収の取組支援も検討したい。

【委員等】
　今回の見直しは従来施策の延長なのか、それとも近年の政策動向を踏まえた計画の抜本的見直しなのか方向性を確認したい。

【事務局】
　現行計画は令和４年３月策定の10箇年計画であり、今回は中間見直しであるため、基本ビジョンは維持しつつ、国が「循環経済への移行」を国家戦略として位置付けたことなどの動向を踏まえ、資源循環に係る施策等を拡充する考えである。

【委員等】
　社会情勢が変化している中、数値目標については達成状況だけでなく、指標自体の妥当性についても検討するといった方針であるのか。

【事務局】
　数値目標については、現行計画の目標を基本とするが、現時点の達成状況のほか、設定方法や妥当性等を検証し、必要に応じて見直しを検討したい。

【委員等】
　ビジョン自体は大きく変更しないというのが、事務局の考えであり、施策の基本方針を充実させることが今回の見直しの主眼と認識している。
　次に、広域化の取組事例として、京都市の検討状況はどうか。

【委員等】
　東北部クリーンセンターが2036年度末頃に耐用年限を迎えるため、後継施設整備の検討を進めているが、その過程で亀岡市から広域化の協議について申出があったもの。
　本年５月には、本市において次期クリーンセンターの整備方針を策定するなど、亀岡市との協議や検討を進めている。

【委員等】
　ぜひ広域化が進むような方向で検討を進めていただきたい。

【委員等】
　今後、廃太陽光パネルが大量発生するが、放置や不法投棄、最終処分場の逼迫を避けるためにも、太陽光パネルの資源循環を行うことが重要であり、その体制整備が急がれる。京都府内の受入体制や将来的な発生量の見込みはどうか。
　また、本年６月に公布された太陽光パネルリサイクル法の内容についても確認したい。

【事務局】
　使用済パネルの排出量は、国の推計では2030年代後半に最大50万トン/年程度に達する見込であり、うち府内分は4,500トン/年程度と見込んでいる。
　京都府内には太陽光パネルのリサイクル業者が３社あり、スペック上は、ピーク時に想定される府内発生量の概ね全てを処理できる能力があると認識している。

しかし、他府県からの搬入があることや、３社が府南部に偏在していることなどから、効率的な回収体制の構築が課題である。

太陽光パネルリサイクル法においては、メガソーラー等の多量事業用太陽電池廃棄者について、廃棄前に排出計画を事前提出する義務や、必要に応じて国が指導・勧告できる制度が設けられた。なお、処理後の報告義務等は設けられていない。

それ以外の事業者については、現時点でリサイクル義務は課されていないが、国が示す判断基準に基づき、適正な廃棄・再資源化に取り組むことが求められている。

【委員等】

今後、太陽光パネルのリサイクル状況がモニタリングされる仕組みが作られる見込みである。ただ、事務局の説明のとおり、届出義務は大規模事業者に限定されており、全ての太陽光発電事業者に対して義務化がされているわけではない。

京都PVプラットフォームの取組は全国的にも特徴的な取組であるため、引き続き検討を進めていただきたい。

最後に、資料２の「施策の基本方針」について、「循環経済への移行促進」の中で、食品ロスの削減などの資源ロス削減を明示している点は評価できる。しかし、今回の資料の基本方針では、「（１）資源循環の拡大」、「（２）プラスチック資源循環の促進」、「（３）食品ロスの削減」という記載順序になっている。まずは資源ロスの削減について述べて、その次に資源循環について記載すべきであり、次回に向けて整理が必要である。